神戸市民間保育所・認定こども園定員拡大促進補助金交付要綱

令和元年7月1日 こども家庭局長決定

令和2年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、本市における保育定員確保のため、民間の保育所、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園(以下「施設」という。)の創設又は既設施設の利用定員の拡大にあたり必要となる設備整備に対して、市が交付する補助金について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の種類等)

- 第2条 この要綱において、補助金とは定員拡大促進補助金(以下「補助金」という。)をいい、交付された補助金は、補助対象となった施設の創設又は利用定員の拡大(分園設置による増員を含む)のための設備整備(以下「補助事業」という。)に要する費用に充てなければならない。
- 2 前項の補助事業に要する費用とは、直接保育の提供のために必要な備品の購入費又は 既設施設の改修等をいう。
- 3 前項の備品とは、その性質・形状を変えることなく概ね1年を超えて使用耐えるものと し、次の要件のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。
 - (1) 消費税込み単価 10,000 円未満のもの
 - (2) 消耗品、生理用品(おむつなど)
 - (3) 間接経費(消費税を除く税金、振込手数料、長期保証サービス料など)
- 4 第2項の既設施設には門扉等の外構は含まないものとする。

(補助の対象)

- 第3条 補助の対象は、次の各号の要件を全て満たす神戸市内の施設とする。
- (1) 令和5年4月1日から令和6年4月1日までの間に、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どものための施設の創設又は利用定員の拡大を行うこと
- (2) 補助事業の実施にあたり、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
- (3) 補助事業の実施にあたり、この補助金と同趣旨の補助金、交付金等(施設整備及び設備整備事業に対して交付される補助金等をいう。)を受けておらず、また受ける予定

がないこと

- (4) 周辺の保育需要の状況等から、利用定員を拡大する必要があると市長が認めること
- (5) 入所児童数が拡大した利用定員を満たさない状態が継続し、さらに地域における保 育需要の状況等から拡大した利用定員を維持する必要性が無いと市長が認める場合を 除き、利用定員の減員変更を行わないこと
- (6) 補助事業は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施すること。
- (7) 補助事業を実施するに当たっては、三者以上の者から見積りを徴して最低価格を示した者から調達等を行うこと。ただし、市長が、見積りを徴することができないと認める場合を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、創設又は拡大した利用定員の人数(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に係るものに限る。)に30,000円を乗じて得た額(以下「補助基準額」という。)とする。ただし、一施設につき900,000円を上限とし、補助基準額が第2条第2項の補助事業に要する費用の額を上回るときは、当該費用の額を交付額の上限とする。

(交付申請及び交付決定)

- 第5条 補助の対象となる施設を運営する法人(以下「補助事業者」という。)は、補助金 規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、交付申請書(様式第1号) 及びその他市長が必要と認める書類を市長に令和6年3月31日までに提出しなければ ならない。
- 2 交付申請は、補助事業の実施前、実施後のいずれかで一施設につき一回を限度とし、補助事業の実施後に、前項に規定する申請書を提出するときは、事業の実施状況がわかる書類をあわせて提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助 金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するも のとする。
- 4 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付すことができる。
- 5 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不適当である旨の通知を行 うときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により事業者に通知するものとする。 (変更等の届出)
- 第6条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事

業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。 (実績報告書の提出)

- 第7条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後30日以内又は令和6年4月10日までのいずれか早い日までに市長まで提出しなければならない。
 - (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
 - (2) 事業の実施状況がわかる書類
- 2 前項の規定は、補助事業の実施後に交付申請を行った場合は適用しない。

(交付額の確定)

- 第8条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、第5条第3項の交付決定した補助金額と同額である場合は、前項の通知を行わないものとする。

(補助金の交付)

- 第9条 市長は、前条の規定により交付額の確定を行った後、補助金を支払うものとする。 (交付決定の取消し)
- 第 10 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消した ときは、速やかに、その旨を交付決定取消通知書(様式第 10 号)により当該補助事業者 に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(財産処分の制限)

- 第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の うち次に掲げるもので、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを、補助 金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはな らない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納入し た場合若しくは平成20年厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用 の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過した場合又は市長が承認した場合 は、この限りでない。
- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金等の全部又

は一部に相当する金額を本市に納入することを条件とすることができる。

3 補助事業者は、第1項の承認を受けようするときは、補助対象施設(設備)処分等承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、及び当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査報告)

第13条 市長は、補助事業者に対して、補助金の執行状況等について、必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(施行の細則)

第14条 この要綱の施行に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。